平成12年度から平成21年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成21年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びにＢにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

H_{12}＝0.0379

H_{13}＝0.0383

H_{14}＝0.0351

H_{15}＝0.0476

H_{16}＝0.0535

H_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0381

　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0571

H_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0396

　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0541

H_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0137

　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0137

H_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0125

　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0125

H_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0120

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0116

I_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成12年度から平成21年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成21年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額

J_{12}＝0.0453

J_{13}＝0.0462

J_{14}＝0.0266

J_{15}＝0.0204

J_{16}＝0.0229

J_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0163

　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0245

J_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0170

　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0232

J_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0059

　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0059

J_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0054

　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0054

J_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0051

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0050

K_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成21年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びにＢにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

L_{12}＝0.0202

L_{13}＝0.0204

L_{14}＝0.0189

L_{15}＝0.0204

L_{16}＝0.0229

L_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0163

　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0245

L_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0170

　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0232

L_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0059

　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0059

L_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0054

　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0054

L_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0051

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0050

M_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成14年度から平成21年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成21年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債並びにＢにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額